

緊急事態宣言の発出に伴う総合福祉会館の利用制限について

令和3年1月13日に発令された緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記のとおり総合福祉会館の利用を制限いたします。

【制限内容】

(1) 開館時間については、原則、21時までとし、適用期間内の日付を利用日とする新規申込みについて、20時以降を含む区分(夜間)の利用申込はできません。

(2) 施設において、イベント等を実施する場合は、下記の<開催の目安>を遵守し、適正な感染症対策を講じたうえで実施してください。

<開催の目安>

- ・定員の50%以内の参加人数

(3) ただし、適用期間以前に予約済のものについては開館時間・参加人数の制限の対象外とします。

(4) 適用期間後の日付を利用日とする新規申込みについて、緊急事態宣言の延長等に伴い適用期間が延長となった場合、20時以降を含む区分(夜間)の利用申込みは取消しとなります。

(5) 適用期間内の日付を利用日とする予約をキャンセルする場合は、キャンセル料金は発生しません。

【適用期間】

令和3年1月14日から令和3年2月7日まで